

霊柩自動車事業を廃止します

環境清掃課 ☎57・4100

市の霊柩自動車事業は、車両の老朽化、事務事業の見直しにより廃止します。
廃止する日 4月1日(出)

土地・家屋価格等

縦覧帳簿の縦覧

税務課 ☎66・1114

とき 4月3日(月)～5月31日(水)

ところ 税務課

縦覧できる人

○土地・家屋の固定資産税納税者および同居の親族

○納税管理人

○代理人(委任状が必要。法人の場合は代表者印)

縦覧に必要なもの 本人確認できるもの(運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポートなど)



青少年団体等互助会にご加入を

体育課 ☎66・1222

加入した団体の活動中に傷害事故が起きた場合、会費を財源として見舞金を給付します。少ない加入金で、団体の活動を応援するのが青少年団体等互助会です。

加入資格 市内在住・在勤・在学者で構成する10人以上

のスポーツ団体・生涯学習団体など

年会費 高校生以下50円 大人200円

加入期間 4月1日以降に会費を納入した日～平成30年

3月31日まで

※前年度加入団体は4月中の手續きで4月1日から有効

傷害見舞金 活動中の傷害事故

故に対して給付(給付対象は通院3日以上。給付額は治療日数によります)

申し込み・問合せ先 4月1日

(出)直接、青少年団体等互助会事務局(市民体育センター)内 ☎69・3241へ。

小規模修繕契約、物品等少額随意契約希望者登録受付

契約検査課 ☎66・1178

平成29・30年度に市が発注する修繕の契約のうち「少額で内容が軽易な契約」を希望する方、物品などの契約のうち「少額の物品の買入れや委託業務などの契約」を希望する方は登録手続きをしてください。

※現在登録をしている方も、引き続き登録するには改めて手続きが必要です。

とき 3月1日(水)～31日(金)

ところ 契約検査課

有効期間 4月1日～平成31年3月31日

提出書類 小規模修繕契約希望者登録申請書、物品等少額随意契約希望者登録申請書(契約検査課・市ホームページ)にあります)、同意書

ほか

※4月3日(月)以降は随時受け付けます。その場合、有効

期間は受付の翌平日～平成31年3月31日となります。

認可外保育施設に入所している第3子以降(3歳未満児)の平成28年度分の保育料を補助します

子育て支援課 ☎66・1107

対象施設 おひさまキッズ、光の園、その他事業所内託児施設など

対象 次のすべてに該当している保護者

①世帯で18歳未満の児童を3人以上養育している

②第3子以降の3歳未満児を施設に入所させている

(15日以上の月決め利用をしていること。一時保育の利用は不可)

③就労しているなど、市の保育園の入所基準(標準時間)を満たしている(申請月分の実績の提出必要)

④保護者、児童ともに蒲郡市に住民票があること

補助金額 保護者が対象施設に支払った平成28年度分の保育料(月額5万3千円以内)

提出期限 4月7日(金)

提出先 子育て支援課

相続・贈与

争族にならないための生前対策にも応じます

初回相談無料

加藤智税理士事務所

お気軽にご相談下さい

TEL.0533-68-7160



〒443-0057 蒲郡市中央本町4-27(2F)

加藤智税理士

検索